

平成28年2月15日

第72回 神戸市個人情報保護審議会

国民健康保険システムのサーバ管理への移行について

(保健福祉局)



神保高国第3298号  
平成28年2月10日

神戸市個人情報保護審議会  
会長様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険システムのサーバ管理への移行について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

国民健康保険システムのサーバ管理への移行について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【既存システムの処理項目】

1. 個人資格情報

資格区、証番号、個人コード、氏名(カナ・漢字)、氏名補記コード、性別、生年月日、神戸市資格取得理由、神戸市資格取得日、神戸市退職該当日、医療区分、開始(終了)理由、開始(終了)年月日、世帯主コード、世帯主開始日、取得前又は、喪失後の社会保険、給付種別、給付支給金額、給付期間、給付整理番号

2. 個人所得

異動年度、把握コード、所得コード、特普徴コード、申告種別コード、青白区分、特殊所得コード、準市内人コード、市県民税年額、総所得金額(各所得・控除等の内訳)、専従者人員、税リンク番号、課税区、税整理番号

3. 世帯賦課

異動年度、期別及び年額保険料賦課額、月別保険料額、退職分保険料内訳、保険料変動額、減額割合、減額金額、減免区分、減免金額、減免期間、減免申請日、減免率、現住所・方書(カナ・漢字)、転出先住所・方書(カナ・漢字)、送付先住所・方書(カナ・漢字)、電話番号

4. 世帯収納

収納金額、収納方法、保険料振替口座、収入年月日、還付金額、還付処理年月、還付支払方法、還付振替口座、還付発生理由、還付充当先、還付支出命令番号、納付方法、地区コード、納付組合コード、昼間留守嘱託員コード、分納誓約金額、分納誓約期間、分納誓約方法、分納誓約締結日、時効中断日、時効中断理由

【旧・第10回個人情報保護審議会（平成3年6月17日答申済）にて追加された項目】

1. 個人資格情報

通称名（カナ・漢字）、氏名外字コード、続柄、住基個人番号、住基世帯番号、福祉医療コード、第三者行為コード、新旧区証番号・個人番号、給付受付月

3. 世帯賦課

減免決議番号、前住所・方書（カナ・漢字）

4. 世帯収納

収納区

【住基情報】（住基連携）

住所・方書（漢字・カナ）、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、続柄、世帯番号、個人番号、世帯主名、住民年月日、住民届出日、消除年月日、異動事由、住定年月日、住定届出日、住定事由、転出届出日、転出予定日、転出予定地（漢字・カナ）、転出実定日、転出実定地（漢字・カナ）、転出通知日、前住所（漢字・カナ）、備考コード、備考年月日、国保証記号番号、国保資格取得年月日、国保資格喪失年月日、国保退職区分、国保退職該当年月日、国保退職非該当年月日、外字・桁あふれ

【税宛名情報】（税連携）

宛名番号、宛名通番、氏名（漢字・カナ）、通称名（漢字・カナ）、生年月日、性別、続柄、郵便番号、住所（漢字）、異動年月日、異動届出日、異動処理日、異動事由、異動業務

【旧・第25回個人情報保護審議会（平成9年6月5日答申済）にて外国人登録情報利用について追加された項目】

項目は上記の旧・第10回個人情報保護審議会（平成3年6月17日答申済）と同じ項目の追加

【第9回個人情報保護審議会（平成11年11月2日答申済）にて  
国民健康保険台帳等検索システムについて追加された項目】

- ・ 個人資格情報  
資格区、証番号、個人コード、氏名（カナ・漢字）、通称名（カナ・漢字）、  
氏名補記コード、氏名外字コード、性別、生年月日、続柄、住基個人番号、  
神戸市資格取得理由、神戸市資格取得日、神戸市退職該当日、医療区分、  
開始（終了）理由、開始（終了）年月日、福祉医療コード、世帯主コード、  
取得前又は、喪失後の社会保険、新旧区証番号・個人番号、給付種別、  
給付支給金額
- ・ 個人所得  
異動年度、把握コード、所得コード、特普徴コード、申告種別コード、  
青白区分、特殊所得コード、準市内人コード、市県民税年額、  
総所得金額（各所得・控除等の内訳）、専従者人員、税リンク番号  
課税区、税整理番号
- ・ 世帯賦課  
異動年度、期別及び年額保険料賦課額、月別保険料額、退職分保険料内訳、  
保険料変動額、減額割合、減免区分、減免金額、減免期間、減免率、  
現住所・方書（カナ・漢字）、前住所・方書（カナ・漢字）、  
転出先住所・方書（カナ・漢字）、送付先住所・方書（カナ・漢字）  
電話番号
- ・ 世帯収納  
収納金額、保険料振替口座、収入年月日、還付金額、納付方法、  
地区コード、納付組合コード、昼間留守嘱託員コード

【第13回個人情報保護審議会（平成13年6月8日答申済）にて  
介護保険情報による国民健康保険システムの修正について追加された項目】  
（介護保険連携）

資格区、証番号、被保険者氏名、住所（現住所、転出先住所）、性別、  
生年月日、続柄、資格区分、資格得喪日、  
受給サービス情報（種類、サービス事業者、期間）、要介護状態区分、  
認定有効期間、介護給付差し止め決定日、解除日

【追加項目】

・介護保険情報

資格区、証番号、被保険者氏名、住所（現住所、転出先住所）、性別、  
生年月日、続柄、資格区分、資格得喪日、  
受給サービス情報（種類、サービス事業者、期間）、要介護状態区分、  
認定有効期間、介護給付差し止め依頼日、決定日、解除依頼日、解除日

【第14回個人情報保護審議会（平成13年9月7日答申済）にて  
国民健康保険レセプト点検支援システムの導入について追加された項目】

・電子計算機処理される個人情報

診療年月、証番号、性別、生年月日、保険者番号、医療機関コード、  
診療開始日、診療実日数、転帰（治ゆ、死亡、中止）、初診情報、  
再診情報、検査名、管理料、指導料、  
入院（年月日、入院料、入院時医学管理料）、レセプトの種類、  
請求点数、決定点数、審査済コード

【第16回個人情報保護審議会（平成14年9月2日答申済）にて  
法改正による追加された項目】

課税所得額、収入額

【第 31 回個人情報保護審議会（平成 20 年 3 月 14 日答申済）にて追加された項目】

- ・経過措置判定情報
  - 旧国保該当日
  - 旧国保非該当日

【第 41 回個人情報保護審議会（平成 21 年 6 月 30 日答申済）にて国民健康保険における高額医療・高額介護合算制度のシステム化について追加された項目】

- ・申請書情報
  - 支給申請書整理番号
  - 申請対象年度
  - 国民健康保険の保険者番号
  - 国民健康保険の被保険者番号
  - 介護保険の保険者番号
  - 介護保険の被保険者番号
  - 申請者氏名
  - 計算期間（始期及び終期）
  - 加入期間（始期及び終期）
  - 振込口座情報（銀行名・金融機関コード・支店名・店舗コード・種目・口座番号・口座名義人）
- ・介護保険利用者負担額情報
  - 自己負担額証明書整理番号
  - サービス提供年月日
  - 利用者負担額
  - 70～74 歳の者に係る利用者負担額
- ・計算結果情報
  - 結果区分（支給・不支給）
  - 世帯負担総額
  - ・70～74 歳の者に係る支給額
  - 70 歳未満の者に係る支給額

**【サーバ化にあたり追加される項目】**

・DV情報

支援種別

設定年月日

解除年月日



## 国民健康保険システムのサーバ管理への移行について

### 1. 趣旨

現行の国民健康保険システム（以下、「現行システム」という。）は企画調整局情報化推進部に設置されているホストコンピュータで運用されているが、ホストコンピュータが平成28年度末で廃止される予定であるため、サーバ管理へ移行する必要がある。

一方、平成5年度のオンライン稼動から22年が経過することによる老朽化と、その間の度重なる大きな制度改正対応による複雑・肥大化が進んでいる。このため、小さな制度改正であっても影響範囲が広くなり、多大な改修費用と労力を費やしている状況にある。

また、現行システムでは、特に、延滞金・還付加算金の管理、保険料の特別徴収管理が未対応であるため、早期の改善が不可欠となっている。また、国民健康保険に関する資格、所得、保険料等の情報は区単位に管理しており、国保世帯（個人）が区間異動した場合には、別世帯（個人）として扱われることにより、区ごとでの保険料清算が発生、さらに給付及び滞納処分においてはシステム未対応による膨大な手作業を必要としているなど非効率となっている。

さらに、国においては、社会保障と税の一体改革や国保の都道府県化の中でも国保制度改革が検討されるなど、国民健康保険制度が大きく変わろうとしている。

このような状況の下、本市における現行システムの現状の問題点・課題を解決するとともに、国の動向にも適切に対応できるシステムを構築することを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) 基本方針

WEB方式によるパッケージシステムをカスタマイズし、現行システムで取り扱っている情報項目を移行するが、新システムでは、住民基本台帳情報の連携先をホストコンピュータから共通基盤に変更するのに伴い、新たにDV情報の取得等を行う。

#### (2) 情報連携処理について

現行システムでは、連携処理はホストコンピュータ上で行われているが、移行後の新システムにおいては、共通基盤システムを介して行う。

### 3. 効果

- (1) パッケージシステムを使用することから、改修や保守に関するコスト、またハードウェアに関するコスト（機器リース・保守）の低減が見込まれ、ホストシステムを熟知した特定のSEでなく、共通のスキルを有したSEによる保守対応が可能となり、特定の知識を持った技術しか運用ができないといった問題を解決することができる。
- (2) 入力時のプルダウン選択や入力エリアの色分けなど、業務初心者でも触り

- やすくミスが起きにくい画面にすることにより業務の正確性が向上する。
- (3) DV情報の提供を受けることによりDV対象者を正確に把握することができ、市民サービスが向上する。

#### 4. 実施計画

結合テスト	: 平成28年1月～平成28年4月末
ユーザ検証	: 平成28年5月～平成28年11月末
運用テスト	: 平成28年12月
本稼働	: 平成29年1月

#### 5. 件数

- (1) 被保険者数 約37万人(平成27年12月末統計)
- (2) 世帯数 約23万4千世帯(平成27年12月末統計)

#### 6. 個人情報の保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の使用管理・使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

さらに、システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

##### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

##### (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。

- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。